



盛岡市プレスリリース

～ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡～

令和6年4月1日

商工労働部
ものづくり推進課

市政記者クラブ加盟社 各位

盛岡市ものづくり企業設備導入支援補助金 申請受付開始のお知らせ

市では、原油価格等の高騰の影響により経営に支障が生じているものづくり企業者に対し、ものづくり企業設備導入支援補助金を交付することとし、申請受付を開始しましたのでお知らせします。

記

1 補助対象者

「ものづくり企業者」

製造業を主たる事業として営む市内中小企業者であって、次のいずれかに該当する方が対象です。

○令和5年4月以後のいずれかの月の売上高が前年、前々年、3年前又は4年前の同月の売上高と比較して10パーセント以上減少していること。

○令和5年4月以後のいずれかの月の主な原材料等の仕入価格が前年、前々年、3年前又は4年前の同月の主な原材料等の仕入価格と比較して10パーセント以上上昇していること。

2 補助対象経費

ものづくり企業者が省エネ設備又は生産設備を新設、改良又は更新により導入する場合に要する設計費、設備費、工事費（消費税及び地方消費税等並びに国、県及び市の実施する他の補助金に係るものを除く。）が対象となります。

【省エネ設備】

○ユーティリティ設備

《例》高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具など

○エネルギーマネジメントシステム（EMS）

○太陽光発電設備・蓄電池（自家消費を目的とするものに限る。）

【生産設備】

《例》工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシンなど

3 支給金額 補助率3分の2 上限額200万円 下限額20万円

4 申請期間 令和6年3月29日（金）から令和6年9月30日（月）まで

5 申請提出先

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎1階

6 添付資料 周知用チラシ

【問い合わせ先】

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課

担当：平沢 一皓、上森 貞行

TEL：019-626-7538



盛岡市ものづくり企業 設備導入支援補助金

盛岡市では、原油価格等の高騰の影響により経営に支障が生じているものづくり企業者に対し、予算の範囲内で、ものづくり企業設備導入支援補助金を交付します。補助金の交付を受けるためには、申請が必要となりますので、下記をご確認の上、ご申請ください。

補助対象者

【ものづくり企業者】

製造業を主たる事業として営む市内中小企業者であって、次のいずれかに該当する方が対象です。

- 令和5年4月以後のいずれかの月の**売上高**が前年、前々年、3年前又は4年前の同月の売上高と比較して**10パーセント以上減少**していること。
- 令和5年4月以後のいずれかの月の**主な原材料等の仕入価格**が前年、前々年、3年前又は4年前の同月の**主な原材料等の仕入価格**と比較して10パーセント以上上昇していること。

補助対象経費

ものづくり企業者が省エネ設備又は生産設備を新設、改良又は更新により導入する場合に要する設計費、設備費、工事費（消費税及び地方消費税等並びに国、県及び市の実施する他の補助金に係るものを除く。）が対象となります。

※省エネ設備

- ユーティリティ設備

《例》高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、制御機能付きLED照明器具など

- エネルギーマネジメントシステム（EMS）

- 太陽光発電設備・蓄電池（自家消費を目的とするものに限る。）

※生産設備

《例》工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシンなど

補助金額

補助率	上限額	下限額
3分の2	200万円	20万円

申請期間 令和6年3月29日(金)から**令和6年9月30日(月)まで**

申請書及び提出先

申請書のダウンロード及び事業詳細については、市ホームページをご覧ください。

盛岡市 商工労働部 ものづくり推進課
〒020-8531 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎1階
電話番号：019-626-7538
メール：monozukuri@city.morioka.iwate.jp

